**平成２４年（フ）第３４号**
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地881番地２
債務者　大野　清一
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

**平成２４年（フ）第３５号**
愛媛県喜多郡内子町村前2388番地
債務者　篠田　　恵
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

**平成２４年（フ）第７２８号**
東京都八王子市暁町３丁目９番10号松風台ハイツ101号
債務者　神崎　一男
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１２１号**
北海道広尾郡広尾町東２条12丁目14番地の１
債務者　宮本　繁敏
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第１４４号**
北海道帯広市東４条南19丁目８番地９　イデアルガーデン105号
債務者　高橋　香織
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第１５７号**
北海道帯広市公園東町３丁目２番地７
債務者　磴　早千江
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第３８０号**
静岡市清水区横砂本町１番17号
債務者　大門　博芳
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８３６３号**
東京都北区豊島５丁目５－５－1040
債務者　小野　　忍
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８４７３号**
東京都練馬区豊玉南１丁目14―15―101
債務者　葛西　麻衣（旧姓石高）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８４７７号**
東京都杉並区上高井戸１丁目７―15―401
債務者　榎本　麻衣
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８４８８号**
神奈川県横浜市中区錦町５　本牧ポートハイツ16号棟109
債務者　今野　　淳
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８５０７号**
東京都北区中里２丁目６－３―401
債務者　大石　正昭
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２０号**
熊本県山鹿市鹿北町岩野190番地２
債務者　北山　久美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２４年（フ）第２７号**
栃木県那須塩原市南郷屋２丁目151番地　小阪アパート11号、前住所栃木県那須塩原市二区町500番地71
債務者　長岡　上子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２４年（フ）第６６６３号**
東京都板橋区富士見町10―８―204
債務者　秋葉　智一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部